建築士事務所を運営していく上での注意事項について

富山県土木部建築住宅課

## I 近年改正された法令等について

### 設計図書、工事監理報告書等の押印の廃止について(令和3年9月1日施行)

建築士法の改正により、設計図書への押印は不要となりました。また、工事監理報告書、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書、閲覧に供する書類についても押印が廃止されました。なお、設計図書を電磁的記録により保存しようとする場合は、電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにし、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じることとされていますので、ご注意ください。

併せて、重要事項説明の際に交付する書面について、建築主の承諾を得て、電子メール等による電磁的方法により提供することができるようになりました。ただし、ファイルの改変を行えないようファイルの種類を PDF 形式とするなどの措置が必要です。テレビ会議等の IT を活用した重要事項説明をする際は、国土交通省のマニュアルをご確認ください。

(関連法令: 法第20条、法第24条の7、省令様式1)

### 建築物省エネ法に関する保存図書の追加について(令和3年4月1日施行)

省エネ基準適合義務の対象建築物の規模拡大や小規模住宅等に係る建築士から建築主への説明義 務の創設等の措置を盛り込んだ改正建築物省エネ法が令和3年4月1日に全面施行されました。

これに伴い、建築士は、小規模建築物の建築に係る設計を行うときは、建築物エネルギー消費性能 基準への適合性について評価を行うとともに、建築主に対し当該評価の結果について書面を交付し て説明しなければなりません。ただし、建築主から書面の提出によりこの評価及び説明を要しない 旨の意思の表明があった場合は、評価及び説明は必要ありません。

建築士法により建築士事務所の開設者は一定の図書について 15 年間保存することが義務づけられていますが、これらの書面が追加され、保存が義務づけられました。

(関連法令: 法第24条の4、省令第21条)

#### 省令様式の押印の廃止について(令和3年1月1日施行)

建築士法施行規則で定められている建築士事務所登録申請書(第5号書式)や設計等の業務に関する報告書(第6号の2書式)などの様式の押印が廃止されました。

(関連法令:省令書式)

<sup>1</sup> この資料において、建築士法を「法」と、建築士法施行規則を「省令」といいます。

### 保存図書の制度の見直しについて(令和2年3月1日施行)

建築士法により建築士事務所の開設者は一定の図書について15年間保存することが義務づけられていますが、建築士法施行規則が改正され、保存の対象となる図書が拡大しました。

全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等※、工事監理報告書の保存が義務づけられます。

- ※ 構造計算書等とは、次の図書をいいます。
- ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ② 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③ 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

(関連法令: 法第24条の4、省令第21条)

## II 建築士事務所の運営に関わる主な規定について

### 1 建築士事務所の登録について

建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等※を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて都道府県知事の登録を受けなければなりません。

登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間です。

なお、富山県では指定事務所登録機関として(一社)富山県建築士事務所協会<sup>2</sup>を指定していますので、建築士事務所の登録申請等の手続きは当該協会でお願いします。

- ※「設計等」とは、次の業務をいいます。
- ① 設計
- ② 工事監理
- ③ 建築工事契約に関する事務
- ④ 建築工事の指導監督
- ⑤ 建築物に関する調査又は鑑定
- ⑥ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理

(関連法令:法第23条)

### 2 建築士事務所の登録事項の変更について

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときは、都道府県知事に届け出なければなりません。なお、①から③については2週間以内に、④については3か月以内に届け出なければなりません。

建築士事務所の変更の届出等の手続きは、指定事務所登録機関である(一社)富山県建築士事務所 協会でお願いします。

〈届出が必要な事項〉

- ① 建築士事務所の名称及び所在地
- ② 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名
- ③ 管理建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造建築士の別
- ④ 所属建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造建築士の別

(関連法令: 法第23条の5)

2 (一社) 富山県建築士事務所協会

〒930-0094 富山市安住町 7-1 富山県建築設計会館 2F

TEL: 076-442-1135 営業時間: 9:00~17:00 (土日祝休み)

#### 3 管理建築士の専任性について

建築士事務所の開設者は、建築士事務所ごとに、その建築士事務所を管理する専任の建築士を置かなければなりません。

管理建築士は、建築士事務所が業務を行っている間は、専ら事務所を管理する必要があります。その業務の遂行に支障をきたすような他の職業を兼ねたり、同時に2つ以上の建築士事務所の管理建築士になったりすることはできません。

(関連法令: 法第24条)

### 4 設計等の業務に関する報告について

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければなりません。

- ※ 報告書の様式は、省令第6号の2書式と定められています。
- ※ 事業年度は、各建築士事務所で定めてください。なお、法人で登録している場合は会社の決算期間、個人で登録している場合は確定申告の課税期間とするのが一般的です。
- ※ 富山県では、報告書の受付事務を(一社)富山県建築士事務所協会が行うこととしています。提 出方法については、(一社)富山県建築士事務所協会にお問い合わせください。

(関連法令:法第23条の6、省令第20条の3 関連様式:13ページ)

#### 5 名義貸しの禁止について

建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません。

(関連法令: 法第24条の2)

#### 6 再委託の制限について

建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理 の業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託してはなりません。これらの業務を再委託する場 合は、建築士事務所の登録を受けている者に委託しなければなりません。

また、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、延べ面積が 300 ㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはなりません。

(関連法令:法第24条の3)

#### 7 帳簿の備付けについて

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する次の事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。また、建築士事務所の開設者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、その翌日から起算して15年間保存しなければなりません。

〈帳簿の記載事項〉

- ① 契約の年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
- ④ 業務の終了の年月日
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- ⑦ 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又 は名称及び住所
- ⑧ 法第24条第4項の規定により開設者に対して管理建築士から意見が述べられたときは、 当該意見の概要

(関連法令: 法第24条の4、省令第21条 参考様式: 18ページ)

#### 8 図書の保存について

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所に所属する建築士が建築士事務所の業務として作成 した次の図書を、作成した日から起算して15年間保存しなければなりません。

〈保存を要する図書〉

- ① 設計図書のうち、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、 各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等※
- ② 工事監理報告書
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する書面及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第21条の4に規定する書面
- ※ 構造計算書等とは、次のものを指します。
  - ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
  - ② 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
  - ③ 壁量計算、四分割法の計算、N 値計算係る図書

(関連法令: 法第24条の4、省令第21条)

#### 9 標識の掲示について

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。

また、上記標識に加え、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、HP 等インターネット上でも同様の内容を公開するようお願いいたします。

なお、HP 等インターネット上での公開を義務付けるものでないこと、HP 等インターネット上に公開したことをもって、建築士法第24条の5における掲示の義務が果たされることではないことについてご留意ください。

※ 標識の様式は、省令第7号書式と定められています。

(関連法令: 法第24条の5、省令第22条 関連様式: 21ページ) (令和5年7月3日付 国住指第147号 技術的助言)

### 10 書類の閲覧について

建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績など定められた事項を記載した書類を 作成し、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなけれ ばなりません。

建築士事務所の開設者は、第7号の2書式による書類を事業年度ごとに当該事業年度経過後3か 月以内に作成し、遅滞なく備え置くものとし、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの 間、当該建築士事務所に備え置くものとします。

また、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を 担保するための保険契約の締結その他の措置を講じたときは、第7号の2書式とは別に、その内容 を記載した書類を遅滞なく作成し、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の 求めに応じ、閲覧させなければなりません。

なお、建築士事務所の開設者は、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、設計等を委託しようとする者の求めに応じてメール等で上記書類の提供を行うようお願いいたします。

※ 書類の様式は、省令第7号の2書式と定められています。

(関連法令: 法第24条の6、省令第22条の2 関連様式: 22ページ) (令和5年7月3日付 国住指第147号 技術的助言)

### | 11 | 重要事項説明について

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければなりません。

重要事項説明をするときは、説明する建築士は建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。

#### 〈説明事項〉

- ① 設計受託契約にあっては、作成する設計図書の種類
- ② 工事監理受託契約にあっては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況 に関する報告の方法
- ③ 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造 建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっ ては、その旨
- ④ 報酬の額及び支払の時期
- ⑤ 契約の解除に関する事項
- ⑥ 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級、二級、木造建築士事務所 の別
- ⑦ 建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、 当該開設者の名称及びその代表者の氏名)
- ⑧ 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ⑨ 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ⑩ 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- ① 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の 概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

(関連法令: 法第24条の7、省令第22条の2の2 参考様式: 26ページ)

### 12 書面による契約について

延べ面積が 300 ㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、 契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなけれ ばなりません。この内容を変更するときは、変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互 に交付しなければなりません。

増築、改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替の場合においても、それに係る部分の新築 とみなして、この規定が適用されます。

なお、この規定により書面を相互に交付した場合には、法第24条の8による書面の交付を行う必要はありません。

### 〈書面の記載事項〉

- ① 「11 重要事項説明について」に掲げる①~⑪の事項
- ② 設計又は工事監理の実施の期間
- ③ 「11 重要事項説明について」に掲げる®~⑪の事項のほか、設計又は工事監理の種類、 内容及び方法

(関連法令: 法第22条の3の3、省令第17条の38 参考様式: 28ページ)

### 13 書面の交付について

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、次に 掲げる事項を記載した書面を作成し、当該書面に記名押印又は署名をして、当該委託者に交付しな ければなりません。

なお、法第22条の3の3の規定による書面による契約を行った場合には、この規定は適用されません。

#### 〈書面の記載事項〉

- ① 「11 重要事項説明について」に掲げる①~⑪の事項
- ② 設計又は工事監理の実施の期間
- ③ 「11 重要事項説明について」に掲げる®~⑪の事項のほか、設計又は工事監理の種類、 内容及び方法
- ④ 契約の年月日
- ⑤ 契約の相手方の氏名又は名称

(関連法令: 法第24条の8、省令第22条の3 参考様式: 31ページ)

#### 14 建築士免許証等の提示について

建築士は、設計等の委託者(委託しようとする者を含む。)から請求があったときは、建築士免許 証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。

なお、設計等とは、「1 建築士事務所の登録について」に記載されている業務をいいます。

(関連法令: 法第19条の2)

#### 15 設計図書への記名について

建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級、二級、木造建築士である旨の表示をして記名しなければなりません。

(関連法令: 法第20条)

### 16 構造計算安全性証明書について

建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明 書を設計の委託者に交付しなければなりません。

証明書の様式は、省令で第4号書式と定められています。

ただし、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行う場合で、構造設計一級建築士が構造設計を行った場合又は構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行い構造設計一級建築士に構造関係規定の適合について確認を求めた場合は、証明書を交付する必要はありません。

(関連法令: 法第20条、省令第17条の14の2 関連様式: 33ページ)

#### 17 工事監理報告について

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければなりません。

この報告書の様式は、省令で第4号の2書式と定められています。

また、建築士事務所の開設者は、その作成した文書を、作成した日から起算して 15 年間保存しなければなりません。

(関連法令: 法第20条、省令第17条の15 関連様式: 35ページ)

### 18 定期講習の受講について

建築士事務所に所属する一級、二級、木造建築士は、直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年の期間ごとに、それぞれ一級、二級、木造建築士定期講習を受けなければなりません。

また、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士は、直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年の期間ごとに、構造設計一級建築士定期講習、設備設計一級建築士定期講習を受けなければなりません。

(関連法令: 法第22条の2、省令第17条の36、省令第17条の37)

### 19 立入検査について

都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができることとなっています。

建築士事務所の状況をたえず的確に把握することで、適切な建築士行政を行うことを目的とした 規定で、正当な理由なく拒むなどの行為をすると罰せられることがあります。

(関連法令: 法第26条の2、法第41条)

## III 関係様式について

省令で定められている様式や、参考となる様式を紹介します。

- ① 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書
- ② 建築士法第24条の4第1項の規定に基づく帳簿
- ③ 業務記録台帳(帳簿)
- ④ 第7号書式(標識)
- ⑤ 建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類
- ⑥ 重要事項説明書
- ⑦ 建築設計·監理業務委託契約書
- ⑧ 建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面
- ⑨ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
- ⑩ 工事監理報告書

一部の様式は、富山県のホームページ「建築士事務所を運営していく上での注意事項について」からもダウンロードできますので、ご利用ください。

https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00011310/kj00011310-007-01.html

上記②、③、⑥、⑦、⑧の様式は省令等で定められているものではないので、必要事項が記されていれば、これ以外の様式を使用しても構いません。

なお、⑥や⑦の様式は、建築四会((一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会)で推奨されている様式であり、詳しくは「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」のホームページをご確認ください。https://www.njr.or.jp/yonkai/

## 建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

富山県知事殿

		令和		年	月	日
(	) 建築士事務所	富山県知事登録第	(	)		号
	名称					
	<u> </u>					
		電話 (	)			番
	建築士事務所の開設す	者の氏名又は名称				

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名 も併せて記載すること。

事業年度 ( 法人 · 個人 ) 月 日~ 月 日

### 建築士事務所の業務の実績

### [記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

富山県共同住宅鉄筋コンクリート造<br/>五階建延 700 ㎡設計及び<br/>工事監理<br/>19.2.1<br/>19.10.3

				13.10.	0
建築物所在 地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期	間

## (第三面)

## 所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、 二級建築生業 は木別及士で別 は、 は、その旨	登録番号	登録を受け を受所 名 ( 工 又 は 士 集 生 場 合 )	3 号まで 備設計一 に定める 級建築士	構一士設一士設建工設建の計築は計築の	建第の号 5 めの近を年生 2 第びに講ちもけ日 まる 4 第定習直のた
			計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名

### 所属建築士の業務の実績

### [記入注意]

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

鉄筋コンクリート造<br/>国土<br/>大郎<br/>国土<br/>大郎裏山県<br/>共同住宅鉄筋コンクリート造<br/>五階建延 700 ㎡<br/>監理設計及<br/>び工事<br/>19.2.1<br/>監理

				III. > II.	10.10.	Ü
所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期	罰

## (第五面)

## 管理建築士による意見の概要

## [記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

建築士事務所の開設者に対して述べられた 意見の概要	当該意見が述べ られた日
	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要

## 建築士法第24条の4第1項の規定に基づく帳簿

帳簿 No. ( 年 月 日)

番		契約の相手方の		業務の種類及び	業務の終了		業務に従	事した者	業務の	一部を委託し	た場合	- 管理建築士
号	契約の年月日	氏名又は名称	建築場所	その概要	の年月日	立は四州 (/ ) 久日	氏名	資格名	業務の概要	受託者の氏 名又は名称	受託者の住所	の意見
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

# 業務記録台帳 (建築士法第24条の4 該当備付帳簿)

○印の数字は、建築士法施行規則第21条第1項の各号に該当する法定事項を示す。

											受付 No.							
件名													件					
建築主	住 所				· <u> </u>			_						約 報 酬				
													受育	頁報酬額	5			
	氏 名												契	見 積 提	出			
													約	委託契約	1			
契約の	住 所												準	建築主打	合			
相手方													備	現 地 調	查			
② (報	氏名 (名称)													要綱調	查			
酬請求先)														法 令 調	査			
受託	・調査企画	・工事	監理 (常	ぎ駐・非		概要	Ę											
業務③	• 基本設計	<ul> <li>契約</li> </ul>											官	法 令 打	合			
	• 実施設計		指導監督										公	上 水	道			
	・手続代理		物調査・	鑑定									庁	下 水	道			
	・その他(	)											打					
敷地	地名・地番												合		掃			
	住居表示					1	ulea T	74.	₩ \ . I P III	(+: · · ·	`		せ		防			
	敷地面積		m²			実測				有・無					ス			
	44 41.1 公 田	(1 0	坪	(1 ^	\ <del></del>	<u></u>			成者 の低ける		) 由京任事		ł		力			
	用途地域		)低住専、				-				)中高住専 * 、	É、準工、工		電	話			
	(A、Bは2地 域にわたる		・平/王/ 専用、エ			隣商業、準□ (				土店、冏秉 業、指定		) (* 虚下* 下						
	場合利用)		<del>ず</del> ///ハーン ハ率(%)	未、1日	KL'A U	, (	,		<del>サ</del> 加、エ ペい率(%		x U, (	,						
	- 43 / 13 / 13 / 13 / 13 / 13 / 13 / 13 /	容積率							下下率(%) 積率(%)	)			基	着	手			
	防火地域		<u>+(70)</u> ・準防火	<ul><li>- 指定</li></ul>	<i>†</i> ≥1					火・指定	7>1		本		出			
	日影規制		)種・測定			m)				則定面(1.5			設	来 ル	Щ			
	H #2 /9L 103		時間)、		, <del>1.</del> 01 時間					)、10m(	時間)		計					
	高度地区	第	種	10111(	. 31	-4/		第種										
	その他の	>14	135					214	122									
	地 域 等																	
	道路幅員	Ī	面		1	m			面		m				認			
			面		1	m			面		m		融		請			
	地質	支持均	也盤 GL		m					T			資		査			
構造・	用 途									各階床	面積(㎡)				認			
規模③	構造		CB·S·	RC · S	SRC					階			実	着	手			
	工事種別		• 増築 •	luk	p lake	TOTA PIA-				階			施設					
	階 数	地上		地下	階、			1	0.4	階			計					
	建築面積		n <sup>2</sup> n <sup>2</sup>			水率			%	階 階			PI	完	了			
	延床面積		n <sup>2</sup>		容積	充足率			%	階					認			
	容積外面積 施工床面積		n n²		_	アルビー タブル比			%	階			申		秘 届			
設計業務	担当建築士及び			<ul><li>図面は</li></ul>		/ / /* PU		1	/ U	階			計	許可申				
RAPI ACID	,,,,,,,,, _		,u w	<u>ا'لمر</u> ب	~~~					階			HE		日			
区分	氏名	版	枚	区分	·	氏名	版		枚	階			1	確認申				
総括	· * H	///	- 1	電気		- 4 H	/ 4/		1/2	階			1	消防同				
意匠				給排						階					日			
構造				空調						階			1	(主事名				
										階			1					
業務委	委託業務概要	更	•							階			1					
託先⑦										階			文	確認返	却			
	委託先名	Z I								階			書	設計完了報				
										階			1					
	委託先住所	斤											]					
			-						-									
156-mm 7-b. 6-6-	_			_	- 1	=	_					씨스 각선·소나 田	_		T		/-	

監理建築士	記入者	業務結果	中断	(赤色)
£1	ÉT		終了④	(青色)

件名	1			施工業者	î										
工事	監理業務担当建築=	士及び建築設備	<b>计</b> 名⑥	住所・T	EL・担	当者									
総括意匠構造		電気 給排 空調		指名 業者 (金額)	1 2 3						6 7 8				
契約準	見積提出 監理契約① 現 説			工事費	4 5 建		築	予	算	契 約	9 10 (千円)	追加	・変更(千円)	計 ( =	- 円)
備	入     札       工事契約       地鎮祭       着工			_	電	格設	気備費								
工事経過	着工			工事 関係者 記録	合区建電		計分築気	社	名	所	在 地	Т	E L	担当	評価
					給 空 昇	排 降	水調機								
				保証書	社		名	保	障	内	容	保	障	期	間
				アフタ ーケア 記事	竣工	.1年後	) 資査								
検	所 内 検 査			士法第2	4条第	3項によ	る管理	里建築士	の意見が述	べられた	場合、その	概要®			
查	完 了 届 検査( ) 検査済証(") 検査(消防)			備考											
	検査済証(") 手 直 し 引 渡 し			-											
文書	半 年 検 査 1 年 検 査 検 査 済 証 ( ) 検 査 済 証		返却 相手 返却												
	(消防) 監理完了報告 士法 20·2 報告		相手  ↑進度表示 (涂り)												

/													
								名	₹	<b>*</b>			
<b>25cm</b> 以上		登				録	木造	建築士 事登録簿		)○号			
		開		設		者	氏名						
		管	理	建	築	士	一級 二級 木造	建築士	氏		名		
<u>\</u>	/	登鈕	录の	有多	効期	間	年	月	日から	年	月	日まで	
		$\leftarrow$						40an	n D. F				$\longrightarrow$

40cm 以上

## 建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

#### 建築士事務所の概要

年 月 日現在 <sup>ふりがな</sup>名 称 建築士 事務所 所在地 一級 二級 建築士事務所 登 録 木造 ) 知事登録第 号 ( 開設者 氏名又は名称 一級 二級 建築士 氏名 管理建築士 木造 号 ( )登録第 登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法 人の代表者の氏名を併せて記載してください。

### 建築士事務所の業務の実績

年 月 日現在

### [記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

東京都平成国土 太郎千代田区 国土マンション 鉄筋コンクリート造 設計及び 19.2.1<br/>霞ヶ関 共同住宅 五階建延 700 ㎡ 工事監理 19.10.3

	0 0 0				
委託者	建築物所在地	建築物の名称 及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

## 所属建築士名簿

年 月 日現在

氏	名	士建は築及建あに、築木士び築るあ	建二士造の管士場っそ築級又建別理で合ての	登録番号	けた都道 府県名 (二級建 築士又は	第22 2 3 3 3 5 3 5 5 5 5 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	構一士備級で合ての設建は計築るあ、計築設一士場っそ	一級 世報 世報 世報 世級 世級 世級 世級 世級 の 大証 の を を の を の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	第22条 の2第4 号及び第 5号に定
					la.				
	計				二 統 木造 構造	键築士 建築士 建築士 設計一級 設計一級		名名名名名名	

### (第四面)

### 所属建築士の業務の実績

年 月 日現在

### [記入注意]

- 1 所属建築士の業務の実績を、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

国土 太郎 交通 花子東京都国土マンション 鉄筋コンクリート造設計及び平成千代田区共同住宅五階建延 700 ㎡工事監理 19. 2.1霞ヶ関19.10.3〇一〇一〇

所属建築士の氏名	委託者	建築物所在地	建築物の 名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期	間

### 重要事項説明書

年 月 日

本重要事項説明は、建築士法第 24 条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、 あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容 とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称	
X 1 1 <del>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</del>	

建築士事務所の名称	:	
建築十事務所の所在地		

区分(一級、二級、木造) :( )建築士事務所

開 設 者 氏 名:

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

#### 1. 対象となる建築物の概要

建設予定地	:
主要用途	:
工事種別	:
規模等	:

#### 2. 作成する設計図書の種類(設計受託契約の場合)

3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 (工事監理受託契約の場合)

- ①工事と設計図書との照合の方法 :
- ②工事監理の実施の状況に関する報告の方法:

#### 4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

①設計又は工事監理の一部を委託する予定:□あり □なし

②委託する業務の概要及び委託先(ありの場合の計画)

委託する業務の概要: 建築士事務所の名称: 建築士事務所の所在地: 開設者の氏名:

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築	士・建築設備士
①設計業務に従事することとなる建築士・建築設	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建
備士	<b>築設備士</b>
【氏名】:	【氏名】:
【資格】( )建築士 【登録番号】( )	【資格】( )建築士 【登録番号】( )
【氏名】:	【氏名】:
【資格】( )建築士 【登録番号】( )	【資格】( )建築士 【登録番号】( )
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)
【氏名】:	【氏名】:
【資格】建築設備士	【資格】建築設備士
<ul> <li>6.報酬の額及び支払の時期</li> <li>①報酬の額: 円</li> <li>②支払の時期:</li> <li>7.契約の解除に関する事項</li> </ul>	
(説明をする建築士)	
氏 名:	
資格等:( )建築士 □管理建築士	
上記の建築士から建築士免許証(免許証明書)の受領しました。	提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書
-	年  月

(説明を受けた建築主)

印 紙

委託者 と

# 建築設計 - 監理業務委託契約書

受訊	:者は
件	名 <sub></sub> の
建築	の設計業務及び監理業務について、次の条項と添付の四会連合協定 建築設計・監理等
業務	委託契約約款(以下「本約款」という。)及び業務委託書に基づいて、業務委託契約を
締結	する。
1.	対象となる建築物の概要
	建 設 地
	主要用途
	工事種別
	規 模 等

2. 業務委託の種類、内容及び実施方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

3. 業務の実施期間

基本設計業務 (構造設計、設備設計を含む。)	年	月	目 ∼	年	月	日
実施設計業務(構造設計、設備設計を含む。)	年	月	目 ∼	年	月	日
監理業務	年	月	日 ~	年	月	日
その他の業務()	年	月	目 ∼	年	月	日
( )	年	月	日 ~	年	月	日

4. 設計業務において、作成する成果物等(成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6項に規定する設計図書を含む。)

添付の業務委託書に示すとおりとする。

5. 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

6.	設計又は	工事監	理に従事	するこ	ととなる	受託者	<b>皆登録の建築士事</b> 務	系所所属の建築士・建築設備
	①設計業務	务に従事	するこ。	ととなる	<u> </u>		②工事監理業務に	従事することとなる
	建築士*	・建築	設備士				建築士・建築設	備士
	【氏名】:						【氏名】:	
	【資格】(	)	<b>建</b> 築士	【登録番	\$号】(	)	【資格】()建	築士 【登録番号】( )
	【氏名】:						【氏名】:	
	【資格】(	)	<b>建</b> 築士	【登録番	等号】(	)	【資格】( ) 建	築士 【登録番号】( )
	(建築設備	の設計に	こ関し意見	見を聴く	者)		(建築設備の工事監	理に関し意見を聴く者)
	【氏名】:						【氏名】:	
	【資格】建	築設備=	上 【登録	禄番号】	( )		【資格】建築設備士	【登録番号】( )
	<ul><li>※設計に従事</li><li>設計又は</li></ul>							ある場合にはその旨の記載が必要で
, . 	以口入は	<u> </u>	- <del></del>					開設者の氏名又は法人名称
	再委託す	る業務	の概要				所の名称及び所在	(開設者が法人の場合は
		- 21.424	.,	地並	びに区分	· (一着	吸、二級、木造)	法人名称及び代表者の氏名)
				名称:				
				所在地	:			
				区分(	一級、二級、	木造)	:( )建築士事務所	
				名称:				
				所在地	:			
				区分(	一級、二級、	木造)	:( )建築士事務所	
				名称:				
				所在地	:			
				区分(	一級、二級、	木造)	:( )建築士事務所	
3 .	業務報酬	の額及	び支払の	)時期	(内訳別報	酬を	示す場合は、内訳権	
								る消費税及び地方消費税の額)
	業務報酬の						¥	(¥)
	(内訳)	基本部	设計業務				¥	(¥)
		実施設	设計業務				¥	(¥)
		監理第	<b>美務</b>				¥	(¥)
		その化	也の業務				¥	(¥)
	支払の時期						支払額(内取引に係	る消費税及び地方消費税の額)
		(	年	月	目)		¥	(¥)
		(	年	月	目)		¥	(¥)
		(	年	月	目)		¥	(¥)
		(	年	月	目)		¥	(¥)
		(	年	月	日)		¥	(¥)
		(	年	月	日)		¥	(¥)
		(						
		(	年	月	日)		¥	(¥)

### 9. 契約の解除に関する事項

本約款第26条 [委託者の解除権の行使]、第26条の2 [受託者の解除権の行使] 及び第27条 [解除後の取扱い] の規定による。

### 10. 適用除外条項

本約款の各条項のうち、調査・企画業務に関する部分及び以下の条項については、適 用除外とする。

第16条〔設計業務委託書の追加、変更等〕、第16条の2〔監理業務委託書の追加、変更等〕、第16条の4〔調査・企画業務委託書の追加、変更等〕

1	1	特約事項	

-----

受託者の建築士事務所登録に関する事項	
建築士事務所の名称	
所在地	
区分 (一級、二級、木造) ( ) 建築士事務所	( )知事登録 第 号
開設者の氏名又は法人名称 (開設者が法人の場合は その代表者の氏名)	

この契約の証として本書2通を作り、委託者及び受託者が、記名押印又は署名のうえ、 それぞれ1通を保有する。

	年	月	日	
委託者	住	所又は	所在地	
	氏	名又は	名称	印
受託者	住	所又は	所在地	
	氏	名又は	名称	印

### 建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

建築士法第24条の8の定めにより、 年 月 日付締結の業務受託契約に関して、次の事項を

年 月 日

	受託者 (法	第24条8第1項1号、第22条の3の3第1項第6号、	施行規則	第 17 条	カ 38)
	建築士	事務所の名称:			
	建築士马	事務所の所在地:			
	区分 (一	級、二級、木造):( )建築士事務所			
	開設者の	の氏名又は名称:		(E	<b>P</b>
	(法人の場	場合は代表者氏名)			
受託業務名称 :					
1. 対象となる建築物の概	<b>要</b> (法第 24 条 8 第	第1項第1号、第22条の3の3第1項第6号、施行規則	第17条の	38)	
建設予定地:					
主要用途:					
工事種別:					
規模等:					
2. 業務の種類、内容、実	施方法及び実施	期間			
(法第24条の8第1項第1	号、第22条の3の	3第1項第6号、施行規則第17条の38)			
業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	実施	期間〔	予定]
1. 基本設計業務(構造設			年	月	日から
計、設備設計を含む)			年	月	日まで
2. 実施設計業務(構造設			年	月	目から
計、設備設計を含む)			年	月	日まで
0 工事的和米水			年	月	目から
3. 工事監理業務			年	月	日まで
4. その他の業務 (契約に		(具体的業務内容)	年	月	日から
含まれる上記以外の業務)			年	月	日まで

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法(工事監理受託契約の場合)

②工事監理の実施状況に関する報告の方法 :

①工事と設計図書との照合の方法:

(法第24条の8第1項第1号、第22条の3の3第1項第2号)

委託者

(契約の相手方の氏名又は名称) (施行規則第22条の3第1項第2号)

通知します。(施行規則第22条の3第1項第1号)

## 5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

(法第24条の8第1項第1号、第22条の3の3第1項第3号及び第6号、施行規則第17条の38)

①設計業務に従事すること	となる建築士・建築設備	備士 ②工事監理業務に従	<b>逆事すること</b>	となる建築士・	建築設備士		
【氏名】:		【氏名】:					
【資格】( ) 建築士	【登録番号】(	) 【資格】( )	建築士	【登録番号】	( )		
【氏名】:		【氏名】:					
【資格】( ) 建築士	【登録番号】(	) 【資格】( )	建築士	【登録番号】	( )		
(建築設備の設計に関し意	見を聴く者)	(建築設備の工事	監理に関	し意見を聴く者	<b>首</b> )		
【氏名】:		【氏名】:					
【資格】建築設備士		【資格】建築設備	士				
* 設計に従事することとなる建	築士が構造設計一級建築士工	又は設備設計一級建築士である	場合にはその	旨の記載が必要で	す。		
6. 設計又は工事監理の一部	部の委託先(協力建築士	事務所)					
(法第24条8第1項第1号、	第22条の3の3第1項第6	号、施行規則第 17 条の 38)	1				
再委託する業務の概要	************************************	务所の名称及び所在地	界設者の氏名又は名称				
竹安にりる未洗りが女	安心心の建栄工事物	カバ ( ) 7日 村 ( ) 久 ( ) ガ ( ) 上 2 位	6杯及び別任地 (法人の場合は代表者の氏名)				
7. 報酬の額及び支払の時期	月(法第24条8第1項第1号	号、第22条の3の3第1項第	4号)				
①報酬の額: 円							
②支払の時期:							
8. 契約の解除に関する事項 (法第24条8第1項第1号、第22条の3の3第1項第5号)							

### 第四号書式(第十七条の十四の二関係)

### 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

			年 月 日
			( )建築士 ( )登録第 号 氏 名
			<ul><li>( )建築士事務所( )知事登録第 号</li><li>名 称</li></ul>
委託者			所在地 電話 ( ) 番 殿
	の名称		
建築	面	積	m²
延べ	面	積	m²
高		さ	1 最高の高さm2 最高の軒の高さm
階		数	地上 階 地下 階
構		造	造 一部 造
建 築 !	物の区	分	1 建築基準法(以下「法」という。)第20条第1号に掲げる建築物 2 法第20条第2号に掲げる建築物 3 法第20条第3号に掲げる建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物
別添のに係る	構造計算構造計算		1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第1項に 定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算
1至 7只		<del>ア</del> Vノ	3 市第81条第2項第1万日に規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他( )
別添のホ	構造計算 造計算のプ	<u></u> 書に	4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算
別添の村 係る構造 当 該 構	<b></b> 構造計算	書に	4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他( ) 1 国土交通大臣が定めた方法によるもの

#### [記入注意]

- 1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力 を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、当該建築物の部分ご とにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書 に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入す る必要はありません。
- 6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
- 7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それ ぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
  - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
  - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性 を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
  - ③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する場合 その旨及び当該部分
- 8 7②の場合にあっては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

# 工事監理報告書

工事監理を終	冬了し	ましたので、	建築士法第	20条第3	項の規定により、	その結果を報告	します。
年	月	Ħ					

十 万	Н	( 氏 <i>。</i>	)建築士 名	( )	登録第	뭉
		名 1	)建築士事 称	事務所 ( )	登録第	号
建築主		 所在: 		電話 (	))	番
建築物の名称 及び所在地 エ 事 種 別	新筑• 地筑。	・改築・大規模	の修繕・大担	描の描様法		
建築確認番号	第	号	<b>、フラルロ フマ/9</b> 位	民*万民协日		
建築確認年月日	平成年					
工事期間	平成 年	月 日から	平成 年	 月 日まで		
工事期間におけ る主要な設計変 更	変 更年月日	変更された設	計図書の種類	2	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであること	確 認 年月日	建築材料、 等の名称及		名称及び規格が 定められている 設計図書の種類	確認方法の概	 任要 
の確認 主要な工事が設	確 認 年月日	確認	事項	確認事項が定め られている設計 図書の種類	確認方法の概	<del></del>
計図書のとおり に実施されてい ることの確認						

	確 認 年 月 日	確 認 事	項	確言	忍結果の概要
工事完了時における確認					
	注	注意の概	要	工事施工者の対応と建築 主に対する報告の概要	
工事施工者に与えた注意					
建築設備に係る意見	意見を聴い た年月日	意見を聴いた者の 住所及び氏名		いた者の勤 所及び名称	
			電話	番	
備考					

#### [記入注意] 1. 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。

- 2.「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3.「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4.「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 5.「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 6.「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 7. ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。